

## 第22回総務常任委員会議案

日 時 平成 21 年 12 月 25 日(金曜)9 時 30 分  
場 所 第 1 委員会室 時 分

### 1 開 会

### 2 議 件

#### (1)調査事項

ア 十勝圏消防広域化検討報告書について

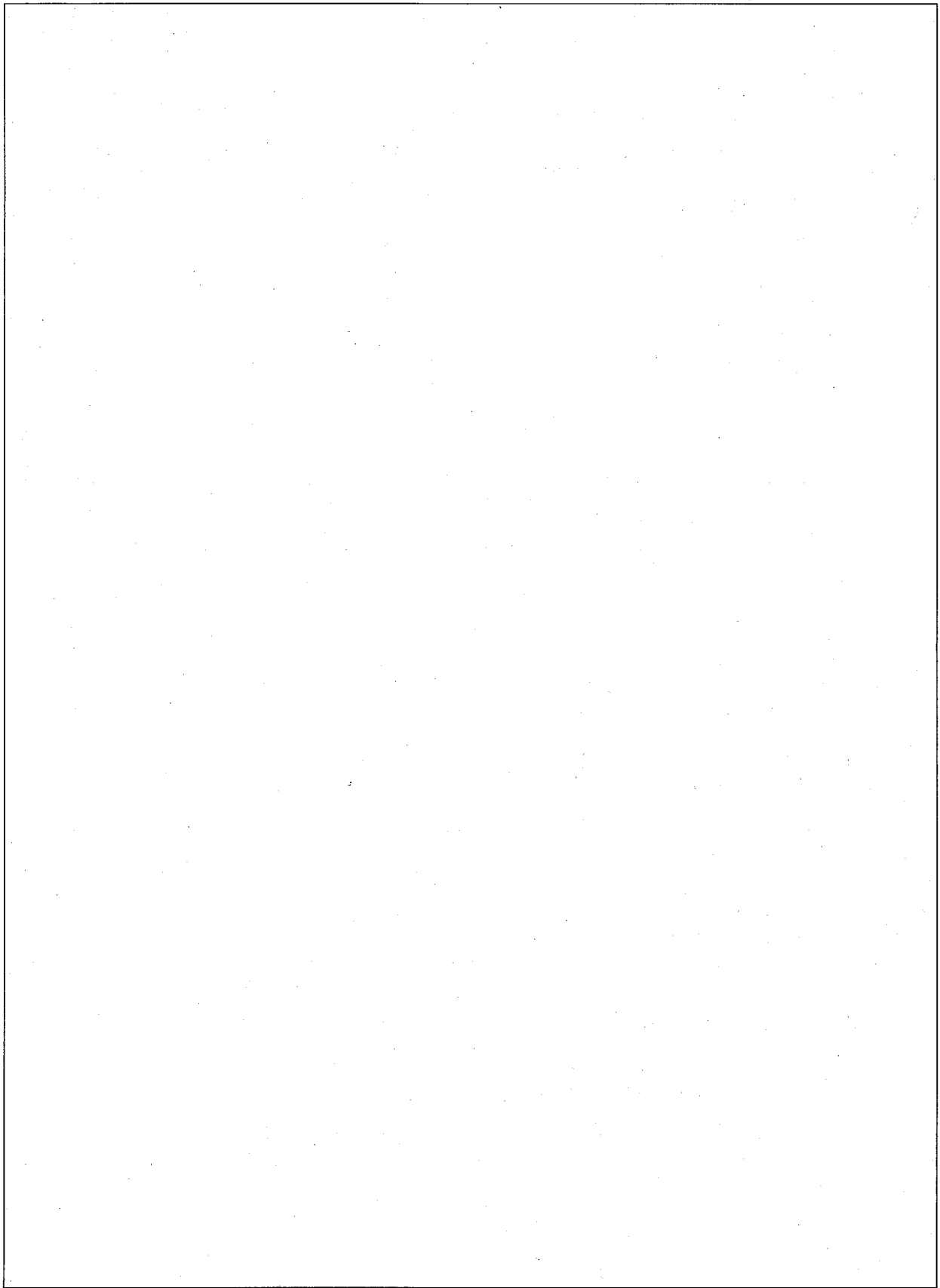
### 3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

(2) その他

### 4 閉 会

メモ

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is positioned below the 'メモ' (Memo) header and is currently blank, serving as a space for a drawing or diagram.

# 十勝圏消防広域化検討報告書（案） 【概要版】

## 1.十勝圏の状況

参照：第1章『消防の広域化の必要性』

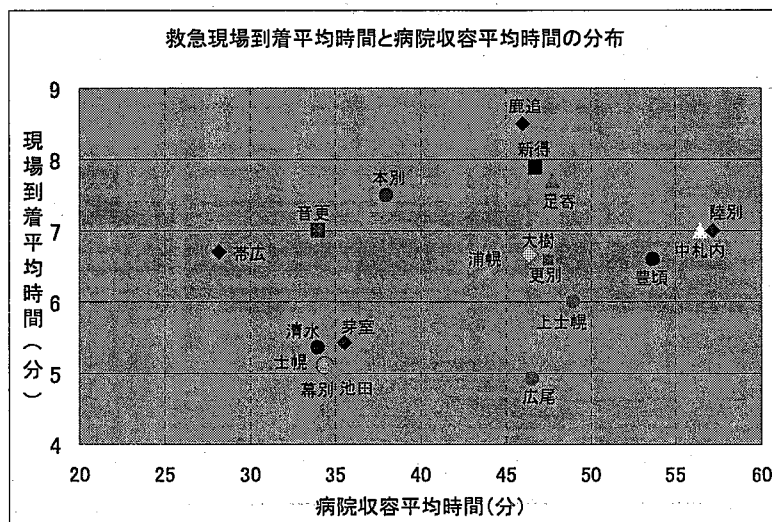
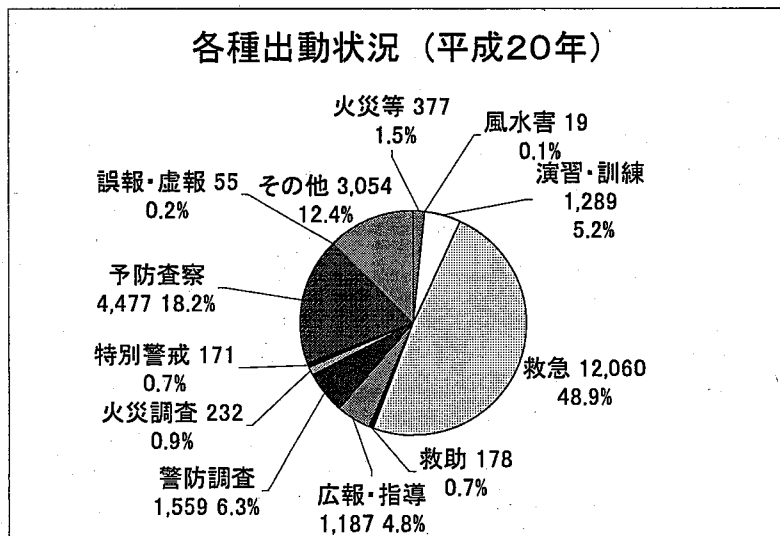
- 十勝圏の広大な面積に市街地・準市街地・集落が散在し、約354千人（帯広圏260千人）が居住しており、その内、老年人口が24%を占めている。2035年の推計人口は、279千人で23%減少し、老年人口も39%に伸長すると予想されている。
- 市町村の行財政運営の状況は、平成11年度の2,654億円をピークに平成18年度には2,002億円と最大652億円、約23%減少している。その間、消防費は普通会計比3%台前半で推移し、96億円から70億円と約28%落ち込んだことは、健全な財政計画の必要性を裏付けている。また、消防費については、住民一人当たり12,435円～52,686円の市町村格差が生じており、常備消防費に対する消防費基準財政需要額の割合も市町村によっては100%～170%の格差が生じている。
- 十勝圏では、十勝沖地震、NBC（核・生物・化学）災害、新型インフルエンザの流行等の危機管理が求められるほか、十勝型交通事故や山岳・河川事故災害等が広域的に多発している。

## 2.消防組織の状況

- 十勝圏の消防では、人事・財政・行政等のほとんどが、構成市町村により運営されており、組織上の統一された運営は困難になっている。また、消防署等の名称と規模や分遣所体制に相違がある。
- 消防職員は、条例定数合計710名、実員686名で、消防施設整備計画（第1報数値）基準870名で充足率80%となり、年代の構成比率も50代が33%、40代13%、30代27%、20代27%と、世代偏差が現れている。このことは、階級制度や人事管理、さらには低年齢化に伴う職務遂行能力への影響が危惧されるとともに、各要員の確保や教育・研修機会の提供などの面で課題が残る。
- 職員の給料については、行政職給料表という共通点があるものの、特殊勤務手当には統一性がなく、格付けも様々である。また、組合消防における職員の採用は構成町村で行っており、さらに、市と他の5本部では共済制度と退職手当制度に相違がある。

### 3.施設整備の状況

- 常備消防施設は、設置後 30 年超が 7 棟、40 年超が 2 棟と老朽化施設も顕著であるほか、導入後 20 年超の消防車両が 23% 保有していることから迅速な更新が望まれる。また、平成 28 年までとされる消防救急無線デジタル化も自治体単独整備比 53 億円減の 66 億円、高機能指令センターも同 38 億円減の 9 億円と、十勝圏消防広域連携推進協議会により試算されていることから適切な施設整備のあり方が期待される。
- 平成 20 年の消防活動の状況は、火災出動が 377 件（消防活動比 1.5%）、損害額は 323 百万円であるのに対し、救急出動は、12,060 件（同 48.9%）と約半数を占めている。また、救急車の活動時間は、中核となる医療機関（厚生病院・第一病院・協会病院）からの距離に概ね比例して長くなる傾向にあり、地域によっては 3 倍近い格差がある。そのほか救命士乗車率の格差、救急・火災出動中の人員確保について課題が残る。



#### 4. 消防業務の状況

- 消防業務については、通信指令、予防、救助等における高度化が必要であり、防災業務の連携、水利業務の維持管理などの検討が課題となる。
- 消防組織や市町村が主体となる各種協定等についても整合性を図り、条例、規則等についても一体的に整備する必要がある。

#### 5. 広域化の理念と効果

参照：第2章『十勝圏における消防広域化』

- 消防の広域化は、昭和 23 年の消防組織法による「自治体消防」の原則を踏まえ、平成 18 年の消防組織法改正により「概ね 30 万人規模の広域化」が推進されている。現在、全国の消防本部は「業務委託」8%、「一部事務組合」60%、「広域連合」6%、「単独」26%という比率になっている。消防団については、広域化は非対象であるものの、組織運営は有機的な連携を保持するとともに、「防災会議」や「国民保護協議会」等、防災との関連を整理する必要がある。
- 消防広域化は、『市町村による自主的な消防の広域化』であり、必要に応じ、国・道の助言等を受けながら、「住民の安全・安心と住みよい十勝圏」を基本的な理念とする。基本指針を『住民本位、住民サービスの向上』に置くとともに、市町村財政の健全化を図り、広域化への共通認識を共有することが肝要である。
- 消防の広域化により 119 番通報から出動までの時間の短縮やレスポンス（対応）タイムの短縮、さらには、大災害への対応力・救急医療体制の向上及び火災予防、原因判定の確立、並びに施設・車両・人員の適正配置等を図ることができる。

【救急出動体制の例】

市町村	地域名	現状			広域化後想定			推定効果	
		管轄署等	距離	時間	直近消防署等	距離	時間	距離	時間
帯広市	広野	大正出張所	18 km	21 分	中札内支署	13 km	15 分	-5 km	-6 分
	清川	大正出張所	11 km	13 分	中札内支署	9 km	11 分	-2 km	-2 分
	上清川	大正出張所	15 km	18 分	中札内支署	8 km	10 分	-7 km	-8 分
音更町	温泉	音更消防署	11 km	13 分	札内支署	5 km	6 分	-6 km	-7 分
	西中音更	音更消防署	26 km	32 分	鹿追消防署	15 km	17 分	-11 km	-15 分
大樹町	生花	大樹消防署	30 km	30 分	忠類支署	15 km	15 分	-15 km	-15 分
浦幌町	上浦幌	浦幌消防署	38 km	35 分	本別消防署	5 km	5 分	-33 km	-30 分
足寄町	大營地	足寄消防署	23 km	21 分	陸別消防署	7 km	7 分	-16 km	-14 分
	芽登	足寄消防署	16 km	15 分	上士幌消防署	14 km	13 分	-2 km	-2 分

注1：距離及び所要時間は分団区域の中心間

注2：「上浦幌」地区については、本別消防署から出動が確保されているため、広域化後においても現状と変わらぬ有機的な連携が想定される。

## 6. 広域化の課題

- 組織運営においては、広域化の対象経費と財政負担のあり方の検討が肝要であるほか、自治体消防の原則の下に、市町村との強固な関係を図り、意見反映の方途を検討することが重要である。また、消防施設等については、動産・不動産とその所有に関する調整を行うことが重要である。
- 共済制度については、都市共済・市町村共済の検討、退職手当制度については、「退職手当組合」への加入・脱退の検討を行う必要があるほか、定年年齢延長への対応や広域化による新たな施設整備の検討を行う必要がある。
- 北海道が策定した二次医療圏を中心とした「消防広域化推進計画」に基づき、十勝圏 19 市町村による「広域消防運営計画」に、基本的事項とされる「基本方針、消防本部の位置・名称、防災連携」の詳細事項を示す。

## 7. 広域化の方途

参照：第3章『広域消防の将来像』

- 広域化の方法は、十勝圏 19 市町村の消防の広域化という視点から、「一部事務組合」方式とし、広域化の時期は、平成 25 年 1 月からの運用開始を目途に、「新設」又は「既設下に設置」するかについては「運営計画」で検討する。
- 消防本部の名称は仮称「十勝圏消防局」とし、所在地については、「高機能指令センター」との相当関係を検討し、帯広圏の市街地に置くこととする。消防署等の名称は、許認可事務、配置車両、職員数等の規模に応じて採用し、所在地は基本的に現状を維持して広域化するものとする。
- 勤務体制は「3 部制交替勤務」を基本に検討する。

## 8. 給与・人事等

- 給料表は、現行の「行政職給料表」のほか、国の指導がある「公安職給料表」も併せて検討するとともに、現給保障を行い、格付及び手当の統一を目指すこととする。
- 職員は広域化後の消防に引き継ぎ、職・階級は当面の間、身分保障し段階的に適正化するほか、採用事務の一元化、資格者の一元管理と養成計画により効率的な運用を図る。人事異動についても資格要件に適した人材登用と適正な人事ローテーションの確保を図り、通勤範囲及び人事対象区域を指定することなどの配慮を行う。

## 9. 消防組織

- 住民サービスの維持・向上のためにも、十勝圏の統一された「消防力の基準」が不可欠で、施設・車両・人員の基準を定めるものとする。広域化後の組織は、住民サービスの維持・向上のための運営体制を確保し、事務量を勘案し事務分掌を定めることとする。消防団については、広域化の対象とはされていないが、密接な連携を確保する。
- 消防組織については、共通認識下で定められた「十勝圏の基準」を踏まえ「運営計画」で図示する。さらに「高機能指令センター」による一体的な出動体制を確保するとともに、消防・救急無線のデジタル化の整備計画を検討する。また、地域連携、災害事案や専決事項等を精査し「方面本部」のあり方についても検討を加える。
- 警防・救急・予防・防災等の分野において円滑な業務運営を図るほか、消防学校教育等による専門知識の確保や各種研修の計画により消防職員の質の確保と向上を図る。
- 地域間における境目のない相互支援体制を充実させることにより、住民ニーズへの対応や迅速な災害対応が可能となる。

## 10. 財政力の確保

- 健全な財政力の確保には、適正な市町村分担方法の制定が不可欠で、基準財政需要額・人口・世帯・面積・消防需要の割合と均等割について検討する必要がある。また、使用料・手数料の条例化や特別財源の充当先の検討、さらには、広域化支援策の補助・起債・特別交付税（運営計画作成・広域化臨時経費）の活用を視野に入れる。
- 広域化準備経費には、通信指令施設・各システム・ネットワーク等の構築や名称変更経費、さらには、仮称「広域消防準備室」の運営経費等があり、十分な検討と試算を行う必要がある。また、広域化後の経費については、平準化された予算による比較や長期的かつ計画的な施設整備を見越した費用の検討を行う。

## 十勝圏における常備消防力の配置基準（骨格案）概要

I 署所	人口、面積、走行時間、道路状況、災害の発生状況及び消防団との連携等を勘案して配置する。
i 市街地	9署所
ii 準市街地	21署所
iii その他の地域	4所
II 消防ポンプ自動車	人口、面積、延焼危険度、走行時間、道路状況、署所間及び消防団との連携を勘案して配置する。
i 市街地	12台（うち4台化学車換算）
ii 準市街地	18台（うち3台化学車換算）
III はしご自動車	中高層建築物の数及び署所間の連携を勘案して配置する。2台
IV 化学消防車	危険物施設等の数及び署所間の連携を勘案して配置する。10台
V 救急自動車	人口、面積、救急の出動状況等を勘案して配置する。26台（高規格救急自動車）
VI 救助工作車	人口、面積、救助の出動状況等を勘案して配置する。6台
VII 指揮車	災害の発生状況及び署所間の連携等を勘案して配置する。1台以上（運営計画で定める。）

Ⅷ 配置一覧(署所・車両)

地域名	署所	ポンプ	はしご	化学車	救急車	救工車	指揮車	その他	車両 合計
十勝圏	34	23	2	10	26	5	1以上	248	315
帯広	8	8	2	2	5	1	1	23	42
音更	3	1		1	2	1	運用方法を検討の上、広域消防運営計画で定める。	19	24
士幌	1			1	1			11	13
上士幌	1	1			1			8	10
鹿追	1	1			1			12	14
清水	2			1	1			13	15
芽室	1			1	1	1		12	15
新得	2	1			1			12	14
広尾	1			1	1	1		16	19
大樹	1	1			1			9	11
更別	1	1			1			6	8
中札内	1	1			1			5	7
幕別	3	2		1	3	1		22	29
池田	1	1			1			15	17
豊頃	1	1			1			15	17
浦幌	3	1			1			18	20
本別	1	1		1	1			11	14
足寄	1	1		1	1		12	15	
陸別	1	1			1		9	11	

## Ⅸ 人員の配置

- i 消防隊 消防隊員4人で編成する。(ホッパ換算化学車隊含む。)
- ii 化学車隊 消防隊の乗せ換え運用
- iii はしご隊 はしご隊員4人(消防隊等の兼務含む。)で編成する。
- iv 救急隊 救急隊員3人(うち1人は救急救命士)で編成する。  
(消防隊等の乗せ換え運用含む。)
- v 救助隊 救助隊員5人で編成する。(特別救助隊以外は消防隊等の兼務を考慮する。)
- vi 指揮隊 指揮隊員3人で編成する。(隊数は広域消防運営計画で定める。)
- vii 特殊車隊 消防隊等の兼務を基本とし、特殊車の機能を発揮できる人数で編成する。(分遣所配置消防吏員は特殊車隊員)
- viii 通信員 消防本部の指令管制業務を行う通信員は20人とする。ただし、広域化後の当面は23人とする。
- ix 予防要員 消防法等に基づく予防事務を行うため、消防本部及び署所に必要な予防要員を配置する。
- x 庶務要員 消防長・署長等、庶務等処理する要員、消防学校等での研修要員の他、必要な要員を消防本部及び署所に配置する。

【人員算定表】

区 分	人員数	備 考
消防隊員	360	ポンプ換算化学車隊員含む。休暇要員別途(A)
化学車隊員		乗せ換え運用
はしご車隊員	9	兼務含む。休暇要員別途(A)
救急隊員	54	20台は乗せ換え運用。休暇要員別途(A)
救助・指揮・特殊車隊員	91(B)	出動計画・運用方法等を検討する。休暇要員別途(A)
指令管制通信員	23	当面の措置
予防要員	(C)	事務を整理し広域消防運営計画で定める。
庶務要員	(D)	事務を整理し広域消防運営計画で定める。
合計	537 (ABCD)	

【各種出動計画】

「十勝圏の火災・救急出動計画の作成に向けた検討案」を基に、現行の消防本部・署所の管轄を越えて、災害現場の直近署所からの出動や他の署所から参集することによる現場対応力の強化について検討し、火災・救急等の出動計画を定める。

X その他

消防力の基準は、常に維持・向上させるとともに、その時々消防事情を的確に捉え見直しを図っていく必要があるため、地域の人口推移、道路事情、その他の環境の変化を踏まえつつ、概ね3年から5年ごとに見直しを図る。

また、消防行政全般のあり方や消防署所、消防自動車等の見直しは、地域住民の安心・安全に直接、影響を及ぼすため、その検討にあたっては、関係団体、消防関係者、地域住民の代表、学識経験者等による諮問機関を設置するなど、広く関係者、地域住民の意見を反映できる方策を検討する。